

裏面の日程表で収集日を確認して、下の表の「収集日」欄に書き込んでご使用いただけます。カレンダー形式の「ごみ出しカレンダー」は、広島市ホームページに掲載しています。(裏面上部二次元コードからもアクセスできます。)

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
可燃ごみ じょうぶな紙袋またはポリ袋 (土のう袋等を除く)	毎週 曜日と曜日	台所ごみ 再生できない紙くず 木くず・せん定木くず その他	生ごみ、卵の殻、貝殻など 棒きれ、草 紙パック マスク、ティッシュ、カーボン紙など 乾燥剤、脱酸素剤 紙おむつ ペットの砂・ふんなど 中身の綿の布団・まくら	● 段ボール箱で出さないでください。(段ボールは「資源ごみ」) ● 菓子箱やダイレクトメールなど名刺大以上の紙は「資源ごみ」で出してください。 ● 牛乳パックは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。 ● 生ごみは、よく水を切って、新聞紙などに包んで出してください。 ● 食用油は、布や新聞紙などに染み込ませて出してください。 ● せん定木くずなどは、長さをおおむね50cm以下に切り、束ねて少量ずつ出してください。(ただし直径が生木で5cm以下、乾燥木で10cm以下のものに限りです。) ● 竹串など先がとがったものは、先をつぶして出してください。 ● 花火やマッチは、必ず水にぬらして出してください。
ペットボトル 透明または半透明のポリ袋	毎週	ペットボトル	● 酒類・みりん類用、酢類用、しょうゆ類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用(ノンオイルでないドレッシング用のものはリサイクルプラで出してください。) ● 飲料用(ジュース、お茶、コーヒー、水など)	● キャップとラベルをはずして中を水洗いし、つぶして出してください。(キャップとラベルは「リサイクルプラ」で出してください。) ● 「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて出してください。 ● 「ペットボトル」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ● 食用油やソース、洗剤などのボトルは、「リサイクルプラ」で出してください。
リサイクルプラ 透明または半透明のポリ袋	曜日	容器包装プラスチック	(商品の容器や包装に使用されたプラスチック類) ● 発泡スチロールの梱包材、容器 ● ボトル類 ● カップ類(紙のカップ類は可燃ごみ) ● チューブ類 ● レジ袋など	● 「ペットボトル」と必ず袋を分けて出してください。 ● 「リサイクルプラ」を詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。 ● 食品やボトル類・チューブ類の容器は、水洗いや拭き取るなどして付着物を取り除いて出してください。(中身や汚れが取り除けない場合は「可燃ごみ」で出してください。) ● キャップやフタがついているものは、はずして出してください。 ● 食品トレーは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。
その他プラ 透明または半透明のポリ袋	毎月第○・第○曜日 1月は○日と○日	容器包装以外のプラスチック類	● ビニール製かばん ● 靴、スリッパ、革靴、長靴 ● めいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ ● クリーニングの袋 ● ビデオ(カセット)テープ、CD、DVD及びそのケース ● 家庭で使用したラップ(芯は除く)、スポンジ ● インクカートリッジ ● 中身がスポンジのプラスチック製の文具 ● クッションまくら ● プラ製のフタ、キャップ、ラベル	● ホースなどの長いものや、シート類は、30cm未満に切断して出してください。(切断が難しい場合は、ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。) ● 機械部品を含むおもちゃ・めいぐるみは、「不燃ごみ」で出してください。 ● プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件にあてはまるものは「大型ごみ」となります。 ● 木製のハンガー(金具も含む)は「可燃ごみ」で、金属製のハンガー(ビニールで覆われているものも含む)は「不燃ごみ」で出してください。
不燃ごみ 透明または半透明のじょうぶなポリ袋 (土のう袋等を除く)	毎月第○・第○曜日 1月は○日と○日	陶磁器類 小型家電 (大型ごみにならないもの) その他	● 皮革製かばん ● 陶磁器類 ● 化粧品類の乳白色びんとマニキュアのびん ● 耐熱ガラス ● カミソリ ● 金属製のキャップ、フタ ● アルミホイル類 ● 携帯ゲーム機、デジタルカメラ ● 電子時計など	● ブランター等の土や砂、底石はレジ袋3袋程度の量を限度に少量ずつ出してください。 ● ライターは他の不燃ごみと袋を分け、袋に「ライター」と書いて出してください。 ● 家電製品は電池を取り外して(電池は「有害ごみ」)出してください。 ● 充電式電池を取り外せない家電製品は、他の不燃ごみと袋を分け、袋に「危険」と書いて出してください。 ● 小型家電(電気や電池で動く製品)は、区役所等に設置しているリサイクル回収ボックス(投入口「縦15cm×横30cm×奥行き40cm」)に入る大きさのものに限りです。)や、宅配便等による回収もご利用ください。詳細は広島市ホームページをご覧ください。 ● ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ねて出してください。(30cm未満に切断できる場合は、切断して「その他プラ」で出してください。)
資源ごみ ひもでしばってまとめる、じょうぶな袋に入れる (土のう袋等を除く)	毎月第○・第○曜日 1月は○日と○日	紙類 (名刺大以上) 布類 金属類 ガラス類	● 布製かばん ● 新聞紙 ● 段ボール ● その他の紙類(本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙) ● 包丁(新聞紙などに包む) ● 古着、カーテンなど ● 空缶、一斗缶、鍋、フライパン、油缶、スプレー缶(使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする。)など ● ガラスびん、ガラスくず(びんのフタははずす。) ● 化粧品のびん(乳白色びん及びマニキュアのびんを除く。)	● 紙類はひもでしばるなどしてまとめて、その他の「資源ごみ」はじょうぶな袋(土のう袋等を除く)に入れるなどして、「有害ごみ」の袋と分けて出してください。 ● スプレー缶は、使い切るか、火の気のない風通しの良い屋外でガス抜き、中身を空にして、穴を開けずに出してください。 ● 中身が残っているスプレー缶や塗料缶、薬品の容器は収集できません。製造メーカーに相談してください。 ● 包丁や割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで「危険」と書いて出してください。 ● ビールびんや一斗びんなどのくり返し使用できるびんは、できるだけ販売店に返却してください。 ● 缶、びんはフタやキャップをはずし、内容物を取り除いて洗って出してください。 ● 広島市では、ごみの減量化や持ち寄り防止などのため、「集団回収」を推奨しています。実施の有無については、町内会などへお問い合わせください。 ● まだ着ることが出来る服は、人に譲るなどして、できるだけ再利用してください。
有害ごみ 有害と明記したポリ袋 (土のう袋等を除く)	曜日	乾電池 蛍光灯 体温計	● 乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池(リチウムイオン電池等) ● モバイルバッテリー ※破損・膨張した小型充電式電池、モバイルバッテリーも収集します。 ● 蛍光灯 ● 体温計等(水銀を使用したもの)	● 「資源ごみ」の袋と分け、ポリ袋(土のう袋等を除く)に「有害」と書いて出してください。 ● 小型充電式電池、モバイルバッテリーは、区役所に設置している充電式電池回収ボックス(投入口「縦6.5cm×横13cm」)に入る大きさで、破損・膨張していないものに限りです。)もご利用ください。 ● 電池類はショート(短絡)による発熱・発火を防止するため、端子部分をテープで覆ってください。 ● LED電球やLED蛍光灯は、「不燃ごみ」で出してください。 ● 蛍光灯などが割れることによる水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んでから袋に入れて割れないよう丁寧にしてください。
大型ごみ (有料)	月2回 (予約制)	家電製品 家具 寝具 家電リサイクル法対象機器 その他	● 掃除機 ● 電子レンジなど ● ふとん、たんす、机、灯油用ポリタンク、自転車など ● エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	● 申込方法 電話、インターネット、ウェブチャット ● インターネット、ウェブチャットからの申込みはキャッシュレス決済もできます。(払戻し不可) ● 大型ごみ受付センター(受付時間 9時から18時まで) TEL 0570-082530(携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外) 082-544-5300 ※聴覚に障害がある等上記による申込みができない方 FAX 0570-082531 休 土曜日、日曜日、祝日等、12月29日～1月3日、8月6日 予約期限 インターネット、ウェブチャット、FAX予約はお住まいの地区の収集日の3日前まで (※3日前まで、5日前までは、受付センターの休みを除いて数えてください) ● 住所・氏名・電話番号などの個人情報を記載した家電リサイクル券を貼付したものを排出場所に置くこととなりますので、了承いただける場合のみお申込みください。了承いただけない場合は、販売店に引取りを依頼または指定引取場所へ持ち込んでください。 ● 家庭用パソコンとそのディスプレイはすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会(03-5282-7685)へ回収を依頼してください。大きさによっては、小型家電の回収ボックス等もご利用いただけます。(不燃ごみの欄をご覧ください。)

透明または半透明のポリ袋に入れて出してください。

●ごみの野外焼却や不法投棄はやめましょう!

ごみの野外焼却は、臭いや煙・ススなどで近隣に迷惑をかける行為で、原則として法律で禁止されています。不法投棄は犯罪です。不法投棄をした者は、5年以下の拘禁若しくは1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入または許可業者へ	引越、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出たごみ	ご自分で、それぞれの分別ごとに市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがありますので、事前に搬入先へ確認してください。
事業ごみ	許可業者へ	事業活動(商店、事務所等)に伴うごみ	
その他	販売店または製造元などへ	オートバイ(原動機付自転車を含む。)、農業用耕運機、自動車、FRP廃船、タイヤ、引火性または爆発性を有するもの(火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等)、有毒性のもの(農薬その他薬品類等)、浄化槽、耐火金庫、ピアノ(電子ピアノを除く。)、パソコン(本体及びディスプレイ)、ソーラーパネルなど	

祝日等のごみ収集について

◆収集を行う日
4月29日、7月20日、8月6日・11日、9月21日・22日・23日、10月12日、12月29日・30日、1月11日

◆収集を行わない日
5月4日・5日・6日、11月3日・23日、12月31日、1月1日・2日・3日、2月11日・23日、3月22日
※お盆は、通常どおり収集を行います。

祝日等も、裏面の日程表のとおり収集を行います。
年末年始(12月31日～1月3日)は、収集を行いません。
※収集日を変更している地区がありますので、必ず裏面の日程表を確認してください。

家庭ごみ分別50音事典はこちら

収集日のお知らせはこちら